

議案第 7 4 号

関市屋外スポーツ施設条例の一部改正について

関市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

関市屋外スポーツ施設の使用時間を変更等するため、この条例を定めようとする。

関市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例

関市屋外スポーツ施設条例（平成１７年関市条例第７５号）の一部を次のように改正する。

別表第３を次のように改める。

別表第３（第４条関係）

名称	使用時間
関市片倉グラウンド	午前８時３０分から午後５時まで
関市肥田瀬北グラウンド	
関市洞戸運動公園	午前８時３０分から午後９時３０分まで
関市洞戸テニスコート	
関市板取運動公園	午前８時３０分から午後５時まで
関市板取テニスコート	午前８時３０分から午後９時３０分まで
関市武芸川西グラウンド	
関市武芸川テニスコート	
関市武芸川スポーツ公園	午前９時から午後４時３０分まで（４月１日から８月３１日までの日のうちの土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前９時から午後６時まで）
関市富之保グラウンド	午前８時３０分から午後９時３０分まで
関市中之保グラウンド	午前８時３０分から午後５時まで
関市中之保テニスコート	
関市下之保グラウンド	午前８時３０分から午後９時３０分まで
関市上之保ふるさと広場	
関市上之保鳥屋市山村広場	午前８時３０分から午後５時まで
関市上之保船山山村広場	
関市上之保明ヶ島運動公園	
関市上之保川合グラウンド	

別表第４の１ 運動公園の表関市板取運動公園の項中

「

1, 200	600
--------	-----

」を「

1, 200	—
--------	---

」に改め、同表

備考3及び備考4を削り、同表備考5中「1時間（」を「、1時間（」に改め、
「、関市板取運動公園の夜間照明施設を使用するときは1時間につき400円
を」を削り、同表備考5を同表備考3とし、別表第4の2 グラウンドの表関市
中之保グラウンドの項中

「

1, 200	600
--------	-----

」を「

1, 200	—
--------	---

」に改め、同表

関市上之保鳥屋市山村広場の項、関市上之保船山山村広場の項及び関市上之保明
ヶ島運動公園の項中

「

800	400
-----	-----

」を「

800	—
-----	---

」に改め、同表

備考2中「関市片倉グラウンド、関市肥田瀬北グラウンド、関市上之保ふるさと
広場中及び南並びに関市上之保川合グラウンドを除く」を「関市武芸川西グラウ
ンド、関市富之保グラウンド、関市下之保グラウンド及び関市上之保ふるさと広
場北に限る」に改め、別表第4の4 スポーツ公園の表中備考1及び備考2を削
り、備考3を備考とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。